

第50期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 大阪市北区梅田三丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後6時まで

※詳細につきましては、P.3をご参照ください。

＜新型コロナウイルス感染症拡大の予防について＞

- ・本来であれば多数の株主様にご来場賜りたく存じますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をしていただくようお願い申し上げます。
- ・会場内は、座席間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・総会会場においては、マスク着用と手指等のアルコール消毒にご協力をお願いいたします。また、検温など感染予防措置をとらせていただきますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ（<https://www.ld-company.com/>）にてお知らせ申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第50期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
（提供書面）	
事業報告……………	18
計算書類……………	38
監査報告……………	41

株式会社ライフドリンク カンパニー

証券コード 2585
2022年6月10日

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目3番10号
株式会社ライトリンクカンパニー
代表取締役社長 岡野邦昭

第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年6月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目3番45号
ホテルモントレ大阪 7階 パルフィ
(末尾の会場ご案内函をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ld-company.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、「個別注記表」は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、計算書類の一部として合わせて監査を受けております。
- ◎ なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ld-company.com/>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 倍

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

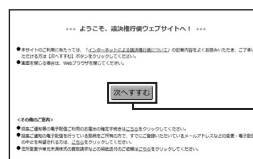
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業発展及び経営基盤強化に向けた内部留保の充実を最優先事項としつつ、株主還元策として安定配当を実施する方針であります。具体的には、1株当たり当期純利益に対する配当性向20%を目安として配当を目指していく方針であります。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金26円 総額 326,313,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、第37条として効力発生日等に関する規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第7章 附 則</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 附 則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第37条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>おかのくに あきの 野 邦 昭 (1975年3月31日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>在任年数（本総会終結時） 2年10ヶ月 取締役会への出席状況 23回／23回（100%） 所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1997年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社</p> <p>2004年7月 株式会社ローランド・ベルガー入社</p> <p>2008年1月 ヴァリアント・パートナーズ株式会社入社</p> <p>2013年3月 株式会社全国通販 取締役</p> <p>株式会社ジャパンホーム保険サービス 取締役</p> <p>2016年4月 株式会社全国通販 代表取締役</p> <p>株式会社ジャパンホーム保険サービス 代表取締役</p> <p>2019年8月 当社 取締役</p> <p>2019年10月 当社 代表取締役副社長</p> <p>2020年6月 当社 代表取締役社長（現任）</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>他社での経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、これまでの当社代表取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
2	<p style="text-align: center;">あたらし ひろ ふみ 新 敬 史 (1972年8月4日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>在任年数（本総会終結時） 1年9ヶ月</p> <p>取締役会への出席状況 23回／23回（100%）</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1995年4月 株式会社レイク（現 GEコンシューマー・クレジット株式会社）入社</p> <p>2005年5月 ニッセンGEクレジット株式会社出向</p> <p>2008年9月 GEコンシューマー・クレジット株式会社から日本GE株式会社へ転籍</p> <p>2011年4月 日本GE株式会社 出向復帰</p> <p>2014年12月 ニッセンGEクレジット株式会社 取締役CFO</p> <p>2017年7月 株式会社おやつカンパニー 経営管理部長</p> <p>2018年4月 同社 執行役員経営企画部長兼海外CFO</p> <p>2019年4月 同社 執行役員経営管理本部長（本社CFO）</p> <p>2020年8月 当社 執行役員管理本部長</p> <p>2020年9月 当社 取締役管理本部長</p> <p>2021年10月 当社 取締役管理本部長兼経営企画部長（現任）</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>管理部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役管理本部長としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
3	<p>みな がわ りょう いち ろう 皆 川 亮 一 郎 (1974年8月24日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>在任年数(本総会最終時) 7年1ヶ月 取締役会への出席状況 23回/23回(100%) 所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1998年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社 2006年11月 日興シティグループ証券株式会社入社 2008年6月 CLSA Capital Partners Japan株式会社入社 2013年5月 株式会社BCN(現 株式会社ミライブ)代表取締役社長 2014年6月 同社 代表取締役会長 2015年5月 当社 専務取締役 2016年8月 当社 代表取締役社長 2017年6月 当社 取締役 株式会社Lcode 取締役(現任) 2018年3月 株式会社ユニメイト 取締役(現任) 2018年8月 当社 代表取締役社長 2020年6月 当社 代表取締役会長 2021年1月 当社 取締役会長 2021年2月 北斗株式会社 取締役 2021年6月 当社 取締役(現任) 2021年8月 株式会社SBIC 取締役(現任) 2022年1月 株式会社ティーエフホールディングス 取締役(現任) 2022年3月 株式会社タスク・フォース 取締役(現任) 北斗株式会社 代表取締役社長(現任)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 投資ファンドを通じた会社経営に関する豊富な経験と知識を有しており、これまでの当社取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。)を填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。
- 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役山本淳氏及び羽田由可氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	<p>山本淳 (1970年5月18日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>在任年数(本総会終結時) 2年</p> <p>取締役会への出席状況 23回/23回(100%)</p> <p>監査等委員会への出席状況 14回/14回(100%)</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1996年12月 大原簿記専門学校 会計士課程講師</p> <p>1998年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社</p> <p>2002年4月 中央青山監査法人(みすず監査法人に変更後廃止)入社</p> <p>2007年8月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社</p> <p>2016年8月 みそうパートナーズ株式会社 代表取締役(現任)</p> <p>2020年6月 当社 社外取締役【監査等委員】(現任)</p> <p>2022年5月 株式会社GARLIC 代表取締役(現任)</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>経営コンサルタント、公認会計士としての専門知識と幅広い見識を有するとともに、企業経営にも精通しており、独立、公正な立場から企業活動全般にわたる監査・監督を行っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
2	<p>は だ ゆ か 羽 田 由 可 (1968年11月11日)</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p>在任年数（本総会最終時） 2年</p> <p>取締役会への出席状況 23回／23回（100%）</p> <p>監査等委員会への出席状況 14回／14回（100%）</p> <p>所有する当社の株式数 一株</p>	<p>1999年 4 月 最高裁判所司法研修所修了 弁護士登録 神戸海都法律事務所 入所</p> <p>2004年 1 月 同事務所 パートナー就任</p> <p>2004年 6 月 財務省近畿財務局金融証券検査官</p> <p>2012年 4 月 H&S法律事務所開設（現任）</p> <p>2015年 6 月 阪神内燃機工業株式会社 社外取締役</p> <p>2020年 6 月 同社 社外取締役〔監査等委員〕（現任） 当社 社外取締役〔監査等委員〕（現任）</p> <p>2021年 9 月 株式会社F・O・ホールディングス 社外監査役（現任） 株式会社F・O・インターナショナル 社外監査役（現任）</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士としての専門知識と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、独立、公正な立場から企業活動全般にわたる監査・監督を行っていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外役員になること以外で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に執行していただけるものと判断しております。</p>

- (注) 1. 山本淳氏及び羽田由可氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本淳氏及び羽田由可氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山本淳氏及び羽田由可氏の当社社外取締役在任期間は、本総会最終の時をもってともに2年となります。
4. 山本淳氏及び羽田由可氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、山本淳氏及び羽田由可氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、両氏が選任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。山本淳氏及び羽田由可氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月29日開催の当社第49期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額200百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役については年額50百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上、及び対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、中長期的なインセンティブとして譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名、監査等委員である取締役は3名ですが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を受け（以下「無償交付方式」という。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を受けるものとします（以下「現物出資方式」という。）。無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年40,000株以内、監査等委員である取締役については年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又

は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出资方式をあわせて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額40百万円以内、監査等委員である取締役については年額10百万円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出资方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とする。）。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員でない取締役については指名・報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(2)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、対象取締役に当社の取締役会で別途定める一定の非違行為があった場合には、対象取締役から本割当株式の全てを無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容の概要は事業報告29頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

【ご参考】

第5号議案が原案どおり承認可決された場合、当社は事業報告29頁に記載の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり改定いたします。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

① 基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及び非金銭報酬（株式報酬）により構成することとする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬（賞与）の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬（賞与）は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度のEBITDA（営業利益＋減価償却費）の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は中期経営計画と整合する計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬（賞与）の額又は非金銭報酬（株式報酬）の額の取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（下記⑤の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当

該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、次のとおりとする。

区 分	基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (株式報酬)
代 表 取 締 役	60%	20%	20%
取 締 役	80%	10%	10%

⑤ 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員を除く。）の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年4月1日～2022年3月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって社会経済活動が制限されるなど、厳しい状況が続きました。また、原材料価格やエネルギー価格の高騰など、先行きは極めて不透明な状況にあります。

国内飲料業界におきましては、前年対比での消費の回復があったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の水準には及ばず、また、原材料価格やエネルギー価格の上昇圧力もあり、厳しい状況にあります。

このような事業環境のもと、当社は「高品質で価格競争力を持った商品」の供給を強みとして、自社飲料各工場に対する設備投資による生産量の拡大及び販売先の確保に努めてまいりました。また、ECチャネルを通じたダイレクト販売の強化など、炭酸飲料をはじめとした飲料の販売拡大に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の経営成績は売上高25,389百万円（前期比11.7%増）、営業利益2,251百万円（同62.4%増）、EBITDA（営業利益＋減価償却費）3,212百万円（同43.3%増）、経常利益2,103百万円（同79.9%増）となりました。また、繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額△635百万円の計上などにより、当期純利益は2,320百万円（同65.5%増）となりました。

なお、当社はドリンク・リーフ事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は2,136百万円で、主に栃木工場、湯浅工場及び蔵王工場における設備更新投資であります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- ③ 資金調達の状況
当社は、2021年12月21日をもって東京証券取引所市場第二部に上場し、公募増資により、総額1,890百万円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (2019年3月期)	第 48 期 (2020年3月期)	第 49 期 (2021年3月期)	第 50 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	19,026	19,481	22,735	25,389
経常利益又は経常損失(▲)(百万円)	▲1,126	408	1,169	2,103
当期純利益又は当期純損失(▲)(百万円)	▲186	431	1,402	2,320
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(▲)	▲16円61銭	38円46銭	124円93銭	200円11銭
総 資 産(百万円)	14,168	13,408	14,003	17,133
純 資 産(百万円)	197	626	2,032	6,243
1株当たり純資産	17円56銭	55円81銭	181円05銭	497円49銭

- (注) 1. 当社は、2021年10月2日付で、普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益（又は1株当たり純損失）及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内飲料市場全体では、少子高齢化や人口減少、原材料費や人件費などの生産コストの上昇、物流費の高騰などを背景として、厳しい環境が続いております。一方で、当社の取扱製品である水飲料、茶系飲料及び炭酸飲料の市場については、ライフスタイルの変化などにより、今後も安定的な拡大が見込まれるとともに、ECなどの販売チャネルの多様化などによる競争環境の変化も見込まれております。

当社は液種や容量を絞った少品種大量生産、原材料調達から販売までの内製化、及び工場の全国展開により、無駄を徹底的に排除し、「高品質・低価格・安定供給」の飲料の提供を強みとしたドリンク・リーフ事業を主たる事業として展開しております。

今後も主たる事業であるドリンク・リーフ事業のうち自社飲料（自社生産の飲料）への様々な取り組みにより、売上高の成長及びそれを上回る利益成長を目指します。

① 自社飲料における「Max生産Max販売」の進化

当社は、「Max生産Max販売（自社飲料工場における1本当たりコストの極小化を目的としたフル生産化（=Max生産）及びMax生産に対応した販売先の確保（=Max販売）」の進化を経営方針として掲げ、生産能力の増強など様々な取り組みを進めてまいりました。

今後も自社飲料における「Max生産Max販売」の更なる進化に向けて、自社飲料工場の設備更新・改良による生産能力増強や製造設備のメンテナンスの徹底による工場稼働率の向上に加えて、新工場建設による生産能力の増強やM&Aによる生産能力の獲得などに取り組んでまいります。これらの取り組みにより、中期経営計画の最終年度である2024年3月期に57百万ケース※(2021年3月期比約130%。新工場及びM&Aは除く)の生産を可能とする生産体制の確立を目指しております。また、生産能力増強に伴う生産数量増加に対応した販売先の確保のために、小売各社とのパートナーシップの深化及びパートナー業態の拡大を進めてまいります。

※ケース：当社は1本当たりの容量に関わらず、1ケース=12Lとしています。

② コスト削減及び生産性向上

当社は、「Max生産Max販売」の推進により自社飲料における生産量及び販売量が拡大するなかで、製造ラインの省人化投資による生産性向上やペットボトル軽量化による原材料費削減といった取り組みを進めてまいりました。

今後は今までの取り組みを継続するとともに、工場敷地内の倉庫建設による物流関連費用の削減など、コスト削減及び生産性向上に取り組んでまいります。

③ ECなどの新しい販売チャネルの開拓

当社はEC専用の主力商品として強炭酸水「ZAO SODA」とミネラルウォーター「彩水」を楽天市場、amazon、PayPayモール、Qoo10で販売しております。そのなかでも「ZAO SODA」は楽天年間ランキング2021で総合1位や水・ソフトドリンク部門1位を獲得するなど急速に市場へ浸透しております。

今後も、消費者のECシフト（購買場所としてのEC利用割合の増加）といった購買行動の変化に対応して、外部プラットフォームを活用したECチャネルの開拓や育成、自社サイトでの定期購買サービス立ち上げなど、D2C※モデルへのチャレンジを進めてまいります。

※D2C：「Direct to Consumer」の略。消費者に対して製品を直接販売するビジネスモデルのことを指します。

④ 質の向上

当社は、「Max生産Max販売」の推進により、工場人員数、生産量及び販売量が拡大するなかで、人材の質、製品の品質といった質の向上は、事業の安定的な運営にあたり必要不可欠な継続的課題であると認識しております。人材の質の向上は採用基準の明確化や研修などの育成プログラムの実施を通じて実現し、品質の向上は品質体制の強化、従業員の意識向上、PDCAサイクルの磨き上げを通じて実現してまいります。

⑤ M&Aの活用

当社は、これまで青峰ビバレッジ(株)（現在の耳納工場）の買収をはじめとして事業成長・事業拡大の局面においてM&Aを活用してまいりました。今後は、生産能力の獲得に加えて、商流の拡充、物流機能の強化など、目的を明確にした上でM&Aに取り組んでまいります。

⑥ ESGへの取り組みについて

当社はすべての人の“いつも”に寄り添い、日々の生活を支える存在でありたいという考えのもと、ESGについて積極的に取り組んでおります。具体的には、主にペットボトル容器の軽量化による1本当たりのレジン使用量の削減及びラベルレス商品への切り替えなどに取り組んでおります。

今後もリサイクルペットボトルへの対応をはじめとしたESGへの取り組みに注力し、社会的価値の最大化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

清涼飲料（ドリンク）及び茶葉（リーフ）の製造販売を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 営業所

本 社 : 大阪市北区梅田三丁目3番10号
東京支社 : 東京都千代田区

② 工場

岩手工場 : 岩手県北上市
蔵王工場 : 山形県山形市
栃木工場 : 栃木県足利市
茨城工場 : 茨城県筑西市
富士工場 : 山梨県南都留郡
尾鷲工場 : 三重県尾鷲市
美山工場 : 京都府南丹市
湯浅工場 : 和歌山県有田郡
耳納工場 : 福岡県うきは市
知覧工場 : 鹿児島県南九州市

③ 関連会社

生駒名水株式会社 : 宮崎県小林市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
398名	23名増	41.2歳	6.1年

(注) 使用人数には嘱託14名、出向者7名が含まれておりますが、臨時雇用135名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	6,635百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする計6行からの協調融資によるものであります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 44,900,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 12,550,500株 |
| (3) 株主数 | 3,515名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
SUNRISE CAPITAL II, L. P.	3,261,600	25.9
SUNRISE CAPITAL II (NON-US), L. P.	2,905,800	23.1
田 中 将 雄	682,500	5.4
田 中 利 子	614,900	4.8
SUNRISE CAPITAL II (JPY), L. P.	563,500	4.4
CEPLUX – THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	530,000	4.2
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	400,000	3.1
田 中 頼 成	322,500	2.5
田 中 頼 広	287,700	2.2
湯 川 照 美	287,700	2.2

(注) 自己株式は保有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月2日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は11,188,580株増加し、11,226,000株となっております。
- ② 2021年12月20日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数は1,324,500株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 2 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2019年10月28日	2020年 8月24日	
新 株 予 約 権 の 数		375個	185個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 112,500株 (新株予約権 1個につき 300株)	普通株式 55,500株 (新株予約権 1個につき 300株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間		自 2021年10月29日 至 2029年10月28日	自 2022年 8月25日 至 2030年 8月24日	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり 2,400円 (1株当たり 8円)	新株予約権 1個当たり 141,000円 (1株当たり 470円)	
行 使 の 条 件		<p>①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内で上場等（金融商品取引所への上場又は店頭売買有価証券市場への登録をいう）した日より6ヶ月を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p>		
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員を除く)	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 375個 目的となる株式数 112,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 185個 目的となる株式数 55,500株 保有者数 2名
		社 外 取 締 役	—	—
	取 締 役 (監査等委員)	—	—	

- (注) 1. 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月2日付で1株につき300株の株式分割を行っております。
2. 第3回新株予約権において取締役（社外取締役を除く）1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	岡 野 邦 昭	
取 締 役	新 敬 史	管理本部長兼経営企画部長
取 締 役	皆 川 亮 一 郎	北斗株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	近 江 博 英	近江公認会計士事務所 代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 本 淳	みそうパートナーズ株式会社 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	羽 田 由 可	H&S法律事務所 弁護士 阪神内燃機工業株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社F・O・ホールディングス 社外監査役 株式会社F・O・インターナショナル 社外監査役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 近江博英氏、山本淳氏及び羽田由可氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 近江博英氏、山本淳氏及び羽田由可氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 近江博英氏及び山本淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 羽田由可氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役のみで監査等委員会を構成しているため、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、監査等委員は取締役会のほか、経営会議など監査上重要と思われる会議に出席するとともに、監査等委員の職務を補助するものとして、内部監査室を設け、監査等委員と緊密な連携を取ることとで、監査の実効性を確保しております。
6. 2021年6月29日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、近江博英氏は取締役 (監査等委員) を辞任し、同定時株主総会において新たに社外取締役 (監査等委員) に選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

① 被保険者の範囲

当社の取締役、執行役員及び管理職従業員(すでに退任又は退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含みます。)

② 保険契約の内容の概要

被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含みます。)等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金)を補償するもの。ただし、背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反を行った被保険者の損害等は補償対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額を当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	65 (-)	55 (-)	10 (-)	- (-)	2 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	14 (12)	14 (12)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	79 (12)	69 (12)	10 (-)	- (-)	6 (3)

(注) 1. 2021年6月29日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)を辞任し、社外取締役(監査等委員)に就任した近江博英氏については、取締役(監査等委員)在任期間分は取締役(監査等委員)に、社外取締役(監査等委員)在任期間分は社外取締役及び社外役員に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めて記載しております。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標はEBITDA(営業利益+減価償却費)であり、その実績は3,212百万

円であります。当該指標を選択した理由は本業の業績指標を示す営業利益と一過性の償却費負担に過度に左右されることがなく、業績向上への意欲や士気を一層高めることができているためであります。なお、業績連動報酬に係る内容及び算定方法は、③取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであります。

② 取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第49期定時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち社外取締役0名）です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第49期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

③ 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役（管理機能を担う取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、管理機能を担う取締役及び監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

- ハ. 業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度のEBITDA（営業利益＋減価償却費）の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は中期経営計画と整合する計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

- 二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行うものとしております。取締役会（下記ホ. の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬＝3:1（KPIを100%達成の場合）としております。また、非金銭報酬は将来的にその支給を検討するものとしております。

区 分	基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬	非 金 銭 報 酬
代 表 取 締 役	75%	25%	0%
取 締 役（ 管 理 担 当 ）	100%	0%	0%

* 取締役（管理担当）は主たる業務が管理担当であることから、固定報酬100%としております。

- ホ. 取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬の額及び各取締役（監査等委員を除く。）の担当事業の業績を踏まえた

賞与の評価配分としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行きわたるよう、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長岡野邦昭氏に対し株主総会で決議した報酬等の限度額の範囲内において、各取締役（監査等委員を除く。）の業績貢献評価を反映し、報酬額を決定することを委任しております。なお、同氏に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）近江博英氏は、近江公認会計士事務所の代表であります。近江公認会計士事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）山本淳氏は、みそうパートナーズ株式会社の代表取締役であります。みそうパートナーズ株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）羽田由可氏は、阪神内燃機工業株式会社の社外取締役（監査等委員）並びに株式会社F・O・ホールディングス及び株式会社F・O・インターナショナルの社外監査役であります。阪神内燃機工業株式会社並びに株式会社F・O・ホールディングス及び株式会社F・O・インターナショナルと当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 近江博英	2021年6月29日、社外取締役（監査等委員）に就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会の委員長として委員会の議事運営を行うとともに、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 山本淳	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。経営コンサルタント、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 羽田由可	当事業年度に開催された取締役会23回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識に加え、他の会社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を有しており、社内取締役とは異なる視点・観点による助言・監督が期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性に寄与しました。 また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31

- (注) 1. 当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等を確認、検証した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、E Y 新日本有限責任監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任を相当と判断した場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2020年6月29日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行い、現在はその基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は企業理念・行動指針、企業行動規範等、コンプライアンス体制に関わる規程を、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ロ. 当社はコンプライアンスを横断的に統括する部署を人事総務部とし、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。
- ハ. 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社グループの役職員が利用可能な内部通報システムを整備する。

(運用状況の概要)

- ・当社は、企業行動規範を策定し、これに基づき、全役職員は、法令、社会規範及び社内規程を遵守し、倫理・コンプライアンスの徹底を図りながら企業活動を行い、社会貢献に努めております。
- ・当社全体のコンプライアンス意識の向上を図るために、使用人に対してコンプライアンス研修、インサイダー取引に関する研修及び個人情報保護法に関する研修を実施しております。
- ・法令、社内規程等の違反を報告するための通報窓口を社内及び社外に設け、通報者の保護を徹底するとともに違反等の早期発見と是正に努めております。その結果、当事業年度の内部通報窓口への相談件数は6件でした。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、取締役会規程、情報管理規程、文書管理規程等に従い、保存・管理を行うものとし、取締役及び監査等委員が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- ロ. 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

(運用状況の概要)

- ・適宜必要に応じて文書管理規程の見直しを行い、当該規程に基づき、取締役会議事録や重要な会議、稟議書等の取締役の職務執行に関する情報(文書又は電磁的記録)を適切に保管及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスクマネジメント規程を制定し、リスク管理体制の基本事項を定める。また、必要に応じて経営会議においてリスクに関する事項を審議する。
- ロ. 重要なリスクが顕在化した場合、速やかな初動対応をとるために事業継続計画書（BCP）及び各種マニュアルの整備を進める。
- ハ. 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的を実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

(運用状況の概要)

- ・ 当社は、リスクマネジメント規程を制定し、経営会議を原則週1回開催し、中期経営計画及び各年度予算の執行状況や事業リスク等を評価しております。また、経営会議において、年に1回リスク一覧の見直しを行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役の職務の執行や効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社において、複数名の社外取締役が参加する取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ロ. 当社は、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、事前に当社代表取締役を議長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ハ. 当社の取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- ニ. 業務分掌や職務権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。

(運用状況の概要)

- ・ 取締役会は、当事業年度中に23回開催し、法令に定められた事項や経営にかかわる重要な事項を決定するとともに、取締役の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督しております。

⑤ 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要に応じて、指導・支援を実施する。

(運用状況の概要)

- ・ 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するために、関係会社管理規程を制定するとともに、関連会社の状況について当社に報告される体制としており、その執行状況を

モニタリングしております。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 当社は、監査等委員会の意見を尊重して当該使用人を選任し、補助させる。補助使用人は、専任又は兼職とし、監査等委員会の意見を尊重し、決定する。
 - ロ. 当該使用人の独立性を確保するために、人事関連事項（異動、評価等）については、監査等委員会の意見を徴しこれを尊重する。
 - ハ. 当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人が兼務の場合は、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うものとし、会社は業務負担について考慮する。

(運用状況の概要)

- ・ 監査等委員会事務局として専任のスタッフは設けておりませんが、内部監査室の2名が監査等委員会の招集、議事録の作成その他監査等委員会の運営に関する事務及び監査等委員の業務補助を行っております。
- ・ 監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役会の指揮命令を受けないものとするにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法定の事項に加え、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は、その内容を速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
 - ロ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事案が発生する可能性があるもしくは発生した場合は、その可能性及び事案を監査等委員会に速やかに報告する。
 - ハ. 当社の監査等委員会は、必要に応じて当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ニ. 法令違反やコンプライアンスなどに関する事案についての社内報告体制として、内部通報制度規程に基づき、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
 - ホ. 前イ号及びロ号の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない

いことをルール化し、適切に運用する。

(運用状況の概要)

- ・ 監査等委員は取締役会のほか、経営会議など監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を読覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し説明を求めています。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査の実施にあたり監査等委員会が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ロ. 監査等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(運用状況の概要)

- ・ 監査等委員会は、当事業年度中に14回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行の適法性及び妥当性について監査、監督しております。
- ・ 監査等委員会と内部監査室との情報交換を定期的に開催し、内部監査の結果等について適宜情報交換を行っております。

⑨ 監査等委員の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

- イ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続については、監査等委員の請求等に従い速やかに処理する。

(運用状況の概要)

- ・ 当社は、会社法第388条に従って、監査等委員の職務執行に必要な費用は全て当社が負担するものとしております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業発展及び経営基盤強化に向けた内部留保の充実を最優先事項としつつ、株主還元策として安定配当を実施する方針であります。具体的には、1株当たり当期純利益に対する配当性向20%を目安として配当を目指していく方針であります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,923	流動負債	7,720
現金及び預金	3,894	買掛金	1,039
受取手形	6	短期借入金	3,500
売掛金	3,052	1年内返済予定の長期借入金	600
商品及び製品	1,099	リース債務	457
仕掛品	101	未払金	1,282
原材料及び貯蔵品	626	未払費用	350
前渡金	70	未払法人税等	387
前払費用	57	預り金	48
その他の金	45	賞与引当金	44
貸倒引当金	△30	役員賞与引当金	10
固定資産	8,210	固定負債	3,169
有形固定資産	6,646	長期借入金	2,535
建物	1,522	リース債務	621
構築物	156	その他の	13
機械装置	1,775	負債の部合計	10,889
車両運搬具	71	(純資産の部)	
工具器具備品	104	株主資本	6,243
土地	846	資本金	1,045
リース資産	1,059	資本剰余金	1,228
建設仮勘定	1,111	資本準備金	945
無形固定資産	60	その他資本剰余金	283
借地権	3	利益剰余金	3,969
ソフトウェア	52	利益準備金	0
その他	3	その他利益剰余金	3,968
投資その他の資産	1,503	別途積立金	0
投資有価証券	20	繰越利益剰余金	3,968
関係会社株式	1	評価・換算差額等	0
長期前払費用	8	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	1,382	純資産の部合計	6,243
その他	90	負債及び純資産合計	17,133
資産の部合計	17,133		

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	25,389
売上原価	14,565
売上総利益	10,823
販売費及び一般管理費	8,571
営業利益	2,251
営業外収益	
受取利息及び配当金	1
為替差益	16
受取補償金	9
その他の	6
営業外費用	
支払利息	53
支払手数料	21
上場関連費用	96
その他の	11
経常利益	2,103
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産除却損失	56
減損損失	50
税引前当期純利益	1,995
法人税、住民税及び事業税	311
法人税等調整額	△635
当期純利益	2,320

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				株主資本計 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計	
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	100	-	283	283	0	0	1,647	1,648	2,032
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	945	945		945					1,890
当 期 純 利 益							2,320	2,320	2,320
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	945	945	-	945	-	-	2,320	2,320	4,211
当 期 末 残 高	1,045	945	283	1,228	0	0	3,968	3,969	6,243

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価差 額	評価・換 算 差額等合 計	
当 期 首 残 高	0	0	2,032
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			1,890
当 期 純 利 益			2,320
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△0	△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	△0	△0	4,211
当 期 末 残 高	0	0	6,243

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社ライフドリンク カンパニー
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 義 則 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライフドリンク カンパニーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、E Y新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社ライフドリンク カンパニー 監査等委員会

監査等委員 近江博英 ㊟

監査等委員 山本 淳 ㊟

監査等委員 羽田由可 ㊟

(注) 監査等委員近江博英、山本淳及び羽田由可は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会 会場ご案内図

会場
 大阪市北区梅田三丁目3番45号
 ホテルモンテ大阪 7階 パルファイ
 電話 (06) 6458-7111

交通
 JR「大阪駅」(桜橋口)より徒歩約7分
 阪神電車「大阪梅田駅」(西口)より徒歩約5分
 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」(北改札)より徒歩約5分
 JR東西線「北新地駅」より徒歩約6分
 地下鉄御堂筋線「梅田駅」(南改札)より徒歩約8分
 阪急電車「大阪梅田駅」より徒歩約12分
 (地下通路「ガーデンアベニュー」よりお越しの場合は、6-34番出口をご利用下さい。)



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。